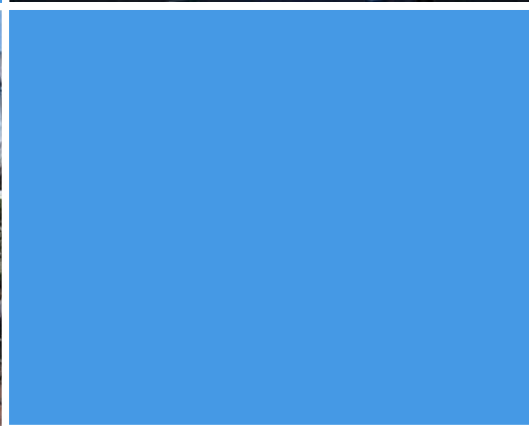


練馬区 無電柱化推進計画

平成30年（2018年）3月 練馬区



目次

第1章 計画の目的と位置付け等	1
(1) 計画策定の背景	1
(2) 計画の目的	1
(3) 計画の位置付け	2
(4) 計画の期間	3
第2章 計画策定の視点	4
(1) 「みどりの風吹くまちビジョン」が示す無電柱化の方向	4
(2) 「練馬区無電柱化基本方針」が示す無電柱化の方向	4
(3) 練馬区関連計画が示す無電柱化の方向	6
(4) 国および東京都の動向	7
第3章 区内の無電柱化の現状	9
(1) 無電柱化の経緯	9
(2) これまでの無電柱化の実績	9
第4章 無電柱化の手法および整備目標	10
(1) 無電柱化の手法	10
(2) 整備目標	12
第5章 無電柱化推進に向けた施策等	24
(1) 無電柱化推進に向けた施策	24
(2) 施策推進のために必要な事項	25
(3) 今後検討が必要な事項	26
第6章 計画の推進	27
(1) 計画の進行管理	27
(2) 計画の推進主体と協働	28
参考資料	29

※新元号が未決定のため、平成31年以降の年次についても「平成」で表記しています。

第1章 計画の目的と位置付け等

(1) 計画策定の背景

区内の道路に立ち並ぶ電柱は、良好な都市景観を損ねるだけでなく、歩行者や車いす利用者の通行を妨げています。また、災害時には電柱の倒壊により避難、救急活動や物資輸送の妨げとなること等が予想されています。

区は、平成27年3月に区政の基本方針となる「みどりの風吹くまちビジョン」を策定し、災害に強い安全なまちづくりを目指して、無電柱化の推進に向けた取り組みを重点化しました。

次に平成28年5月には「練馬区無電柱化基本方針」を策定し、効果的かつ効率的に区道の無電柱化を推進するための方向性および整備計画の必要性を示しています。

一方、国も無電柱化の推進を図るために平成28年12月に「無電柱化の推進に関する法律（以下「無電柱化法」）」を施行し、国や地方公共団体等の責務や推進計画の策定および無電柱化施策の実施等について規定しました。

このような背景を踏まえて、区道の無電柱化を総合的・計画的に推進するために「練馬区無電柱化推進計画」を策定します。

(2) 計画の目的

練馬区無電柱化推進計画は、無電柱化法および練馬区無電柱化基本方針にもとづき、優先的に無電柱化する路線や無電柱化推進に向けた施策等の明確化を図り、区道の無電柱化を総合的・計画的に推進することを目的とします。



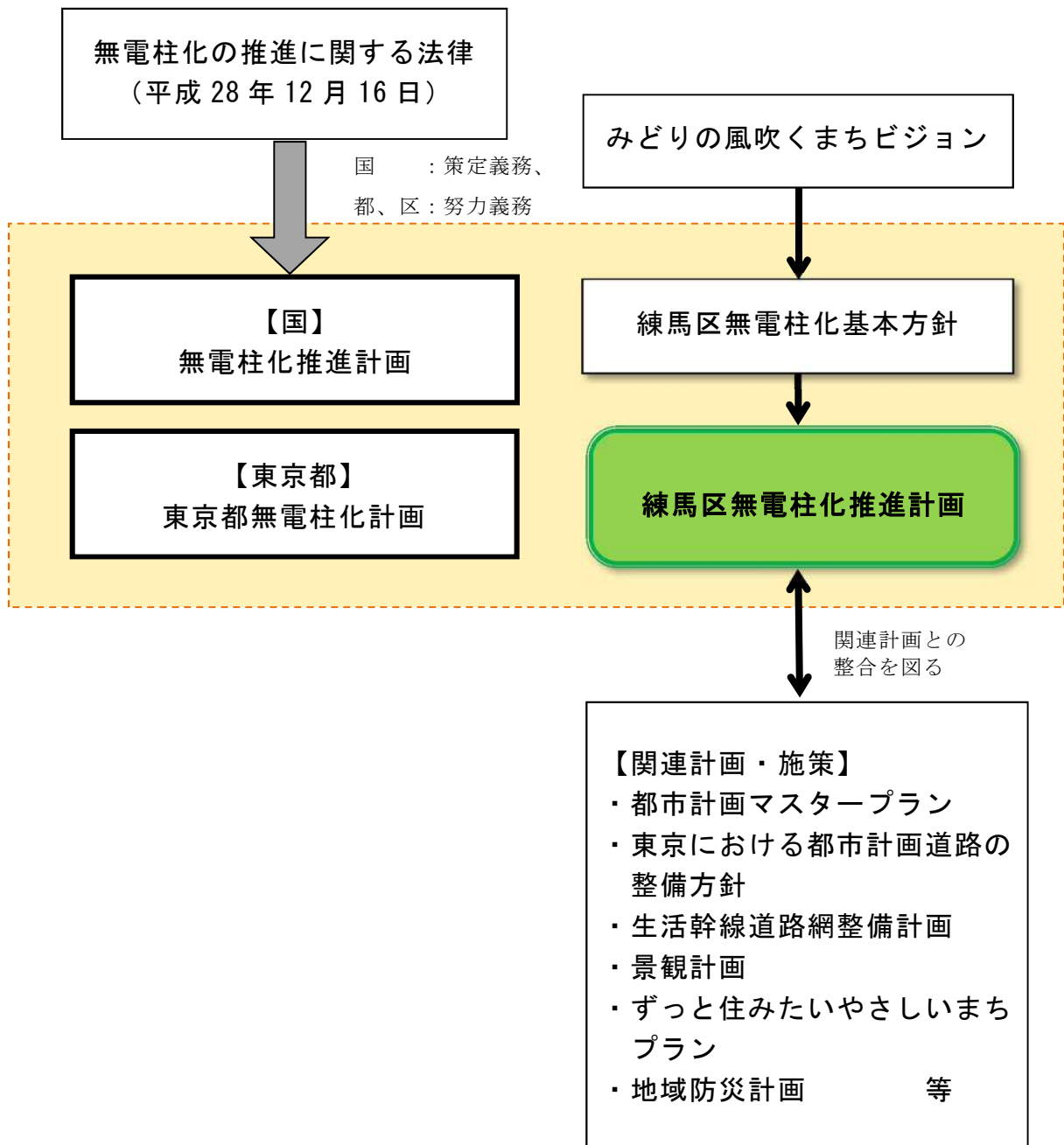
電柱の存在は
まちの課題

(3) 計画の位置付け

練馬区無電柱化推進計画は、練馬区無電柱化基本方針とあわせた内容により無電柱化法で規定された「無電柱化推進計画」に相当します。また、みどりの風吹くまちビジョンを防災面から推進する下位計画として位置付けられます。

同時に区の都市計画に関する基本的な方針を定めている練馬区都市計画マスタープランや道路整備に係る諸計画等を関連計画として位置付けます。

■ 推進計画の位置付け



(4) 計画の期間

推進計画の対象期間は、平成30年（2018年）度を初年度とし、平成37年（2025年）度までの8か年を計画期間とします。

第2章 計画策定の視点

(1) 「みどりの風吹くまちビジョン」が示す無電柱化の方向

区政の基本方針であるみどりの風吹くまちビジョン（平成27年3月策定）では、無電柱化と関連が深い内容として、「鉄道、道路などのインフラ整備」、「災害に強い安全なまちづくり」および「風を感じながら巡るみどりのまち」を戦略計画として位置付けています。

「みどりの風吹くまちビジョン」 無電柱化関連の戦略計画

■計画9 鉄道、道路などインフラの整備

2 都市計画道路の整備

(1)道路整備に際しては、街路樹等による緑化や無電柱化、自転車レーンの整備など快適な都市環境を創出します。

■計画10 災害に強い安全なまちづくり

1 特定緊急輸送道路沿道建築物等の耐震化・不燃化

(3)無電柱化による避難路の確保

都市計画道路や生活幹線道路の整備にあわせて、無電柱化を進めます。歩道幅員が狭い既存道路においてもモデル事業として無電柱化に取り組みます。

■計画16 風を感じながら巡るみどりのまち

3 自転車レーンの整備促進等による散策しやすいまちづくり

都市計画道路の整備に際しては、自転車レーンの設置を推進し、街路樹等による緑化や無電柱化を進め、散策しやすい快適な都市環境を実現するまちづくりに取り組みます。（「計画9 鉄道、道路などインフラの整備」再掲）

(2) 「練馬区無電柱化基本方針」が示す無電柱化の方向

区道の無電柱化を効果的かつ効率的に推進するために策定された練馬区無電柱化基本方針（平成28年5月策定）では、整備方針、整備計画の策定等について定めています。

①無電柱化の目的

I 都市防災機能の強化

- ・電柱の倒壊を防止し、避難や救急活動等のための道路空間を確保
- ・電線類の断線を軽減し、ライフラインの安定供給を確保

II 安全で快適な歩行空間の確保

- ・ベビーカーや車いす利用者を含む全ての人が移動しやすい歩行空間を確保

III 良好な都市景観の創出

- ・視線をさえぎる電柱や電線を無くし、都市景観を向上

②整備方針

電柱・電線が無い道路のネットワークを形成することで、都市防災機能の強化を図ります。

◆方針1 区内道路の軸となる都市計画道路の整備にあわせた無電柱化
～高い防災力と良好な景観を生み出す都市の骨格形成～

◆方針2 地域道路の軸となる生活幹線道路の整備にあわせた無電柱化
～防災ネットワークの充実と災害に強い地域の形成～

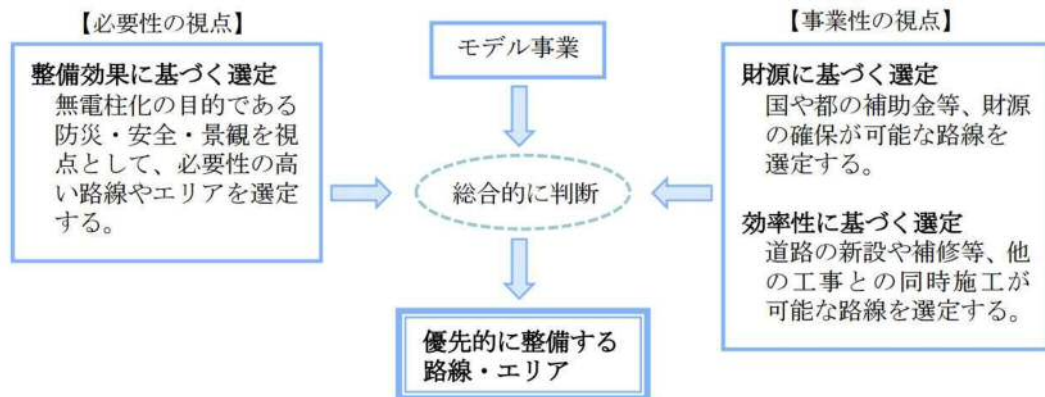
◆方針3 まちづくりにあわせて住民との協働による無電柱化
～地域の拠点となる魅力・活力のあふれた街並みの形成～

※都市計画道路や生活幹線道路の整備が完了している場合も、防災上の重要度を踏まえて無電柱化を実施

※方針3では地区内の重要な道路で無電柱化を実施

③整備計画（※）の策定

無電柱化を計画的に推進するために推進計画を策定します。



※「練馬区無電柱化基本方針」では、計画名称を整備計画としていましたが、「無電柱化法」にもとづき名称を推進計画に変更しています。

(3) 練馬区関連計画が示す無電柱化の方向

①都市計画マスタープラン

都市計画の基本方針である都市計画マスタープラン(平成27年12月改定)では、無電柱化に関連する内容として、「重点的に進めるまちづくり」や「分野別まちづくりの方針」を位置づけ、都市計画道路や生活幹線道路の整備にあわせて無電柱化を行うこととしています。

②練馬区景観計画

良好な景観形成に関する基本的な考え方を定めた練馬区景観計画(平成23年8月策定)では、区内全域で一定規模以上の建築物等の規制誘導を行うとともに、区のシンボルとなる地区等について、景観まちづくり地区として指定(練馬駅南地区・石神井公園周辺地区)し、地区固有の景観まちづくりを進めています。

③ずっと住みたいやさしいまちプラン

地域福祉の推進と福祉のまちづくりに総合的・一体的に取り組むために定めたずっと住みたいやさしいまちプラン(平成28年3月)では、無電柱化に関連する内容として、「ユニバーサルデザインに配慮したまちづくりを進める」で公共施設等を結ぶ道路において無電柱化を推進することとしています。また、駅と主要な公共施設を結ぶ経路を指定し、ユニバーサルデザイン化を行うこととしています。

④東京における都市計画道路の整備方針および生活幹線道路網整備計画

都市計画道路を計画的、効率的に整備するため、おおむね10年間で優先的に整備すべき路線を示した東京における都市計画道路の整備方針(平成28年3月策定)および生活幹線道路網整備計画にもとづき、計画的に各路線の事業化が図られています。

⑤練馬区地域防災計画

地域に係わる災害対策に関し、区の処理すべき事務または業務を中心に総合的に定めた地域防災計画(平成30年3月)では、都市防災機能の強化、安全で快適な歩行空間の確保、良好な都市景観の創出を目的として無電柱化を推進することとしています。

(4) 国および東京都の動向

①国

国は、平成22年に「無電柱化に係るガイドライン」を策定し、無電柱化の対象や効率的な無電柱化等を定めて、無電柱化を推進しています。

平成26年度から27年度には、工事期間が短く低コストを図る観点から無電柱化の新たな整備方式である直接埋設等の技術的検証を行いました。

また、平成28年12月、災害の防止、安全・円滑な交通の確保、良好な景観の形成等を図るために「無電柱化法」を施行し、国・地方公共団体等の責務や推進計画策定および無電柱化施策の実施等について規定しました。

現在、「無電柱化法」にもとづく無電柱化推進計画の策定に取り組んでいます。

○無電柱化推進計画（案）の概要

◇基本的な方針

1 取り組み姿勢

2 進め方

1)適切な役割分担による無電柱化の推進

2)国民の理解・関心の増進、地域住民の意向の反映

3)無電柱化の対象道路

防災 緊急輸送道路、避難所へのアクセス道、避難路等

安全 高齢者、障害者等の歩行者の多いバリアフリー化の必要な道路、人通りの多い商店街等、学校周辺の通学路等

景観 良好な景観形成や観光振興のために必要な道路

4)無電柱化の手法（地域の実情に応じて選択）

地中化方式（電線共同溝、自治体管路、要請者負担、単独地中化）

地中化方式以外（軒下配線、裏配線）

◇計画期間

2018年度から2020年度までの3年間

◇目標

・無電柱化の必要性の高い区間から重点的に無電柱化

・約1,400kmを無電柱化

◇総合的かつ計画的に講ずべき施策

1 多様な整備手法の活用、コスト縮減の促進（多様な整備手法の活用、低コスト手法の普及拡大、機器のコンパクト化・低コスト化等技術開発の促進等）

2 財政的措置（税制措置、占用料の減額、予算措置）

3 占用制度の的確な運用（占用制限制度の適用、新設電柱抑制等、占用料の見直し）

4 関係者間の連携強化

◇推進するために必要な事項

（概要は国ホームページを参考に練馬区が作成）

②東京都

東京都は、これまで昭和61年から7期にわたり計画的に無電柱化を進めてきましたが、平成29年9月には、より一層の推進に向けて、都道府県初の東京都無電柱化推進条例を施行しました。

また、平成30年3月、「東京都無電柱化推進条例」にもとづき「東京都無電柱化計画」の策定し、今後10年間の都が進める無電柱化の基本的な方針と推進するための目標及び施策を定めています。

○東京都無電柱化推進条例（平成29年9月1日施行）の概要

◇東京都無電柱化計画（第二章）

無電柱化の推進に関する基本的な方針・目標・施策等を定める

◇無電柱化の推進に関する施策（第三章）

1. 広報活動・啓発活動の充実
2. 道路占用の禁止、制限等の実施（道路法37条1項の規定により）
3. 関係事業者は、道路事業や市街地開発事業等の実施の際、道路上の電柱・電線の新設の抑制、既存の電柱・電線の撤去の実施
4. 無電柱化の推進のための調査研究、技術開発等の推進、成果の普及
5. 無電柱化工事の施行等のため、都と関係事業者等は相互に連携、協力

○東京都無電柱化計画の概要

計画期間：今後10年間（平成30年度から平成39年度まで）

◇基本的な考え方

- ・ 電線共同溝方式を基本として整備
- ・ 対象地域は都内全域
- ・ 優先的に整備する道路
 - a. 計画幅員で完成している歩道幅員が2.5m以上の都道
 - b. 新設・拡幅整備を行う都道

◇今後10年の目標（主なもの）

防災 環状七号線の内側エリアで無電柱化に着手、緊急輸送道路の整備で防災性が向上

安全 道幅の狭い道路での整備手法を確立

景観 山間部や島しょ部における整備手法の確立、モデル路線での整備

◇無電柱化の推進に関する施策（主なもの）

- ・ 都道の無電柱化
- ・ 区市町村との連携
- ・ まちづくりにおける無電柱化の面的展開
- ・ 技術開発の推進
- ・ 電柱を増やさない取組

◇施策を推進するために必要な事項

（概要は東京都建設局ホームページを参考に練馬区が作成）

第3章 区内の無電柱化の現状

(1) 無電柱化の経緯

練馬区の無電柱化は、国や東京都の管理する広域的な交通を担う道路や光が丘地区といった大規模な開発事業により進められてきました。

区は、平成7年に施行された「電線共同溝の整備等に関する特別措置法」にもとづき、都市計画道路や生活幹線道路事業および地区のまちづくりにあわせて、平成12年度から電線共同溝方式により区道の無電柱化を進めています。

(2) これまでの無電柱化の実績

○区道の無電柱化の状況（平成29年12月現在）

無電柱化延長	※約13km
--------	--------

※電線管理者の単独地中化等を含む（区が整備（電線共同溝）した延長は約2.1km）

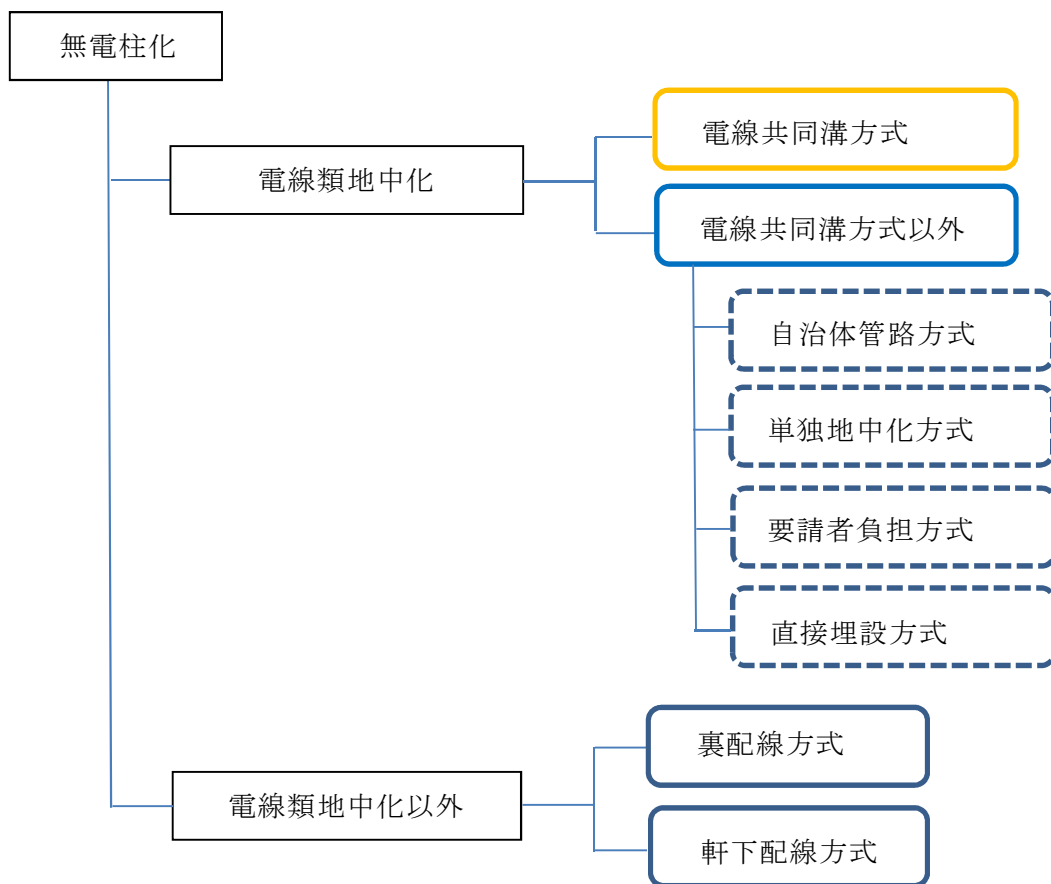


第4章 無電柱化の手法および整備目標

(1) 無電柱化の手法

区道の無電柱化は、地中化方式の中で最も一般的な電線共同溝方式を基本とします。しかし、道路および沿道状況に応じて、その他の方式についても適用を検討します。

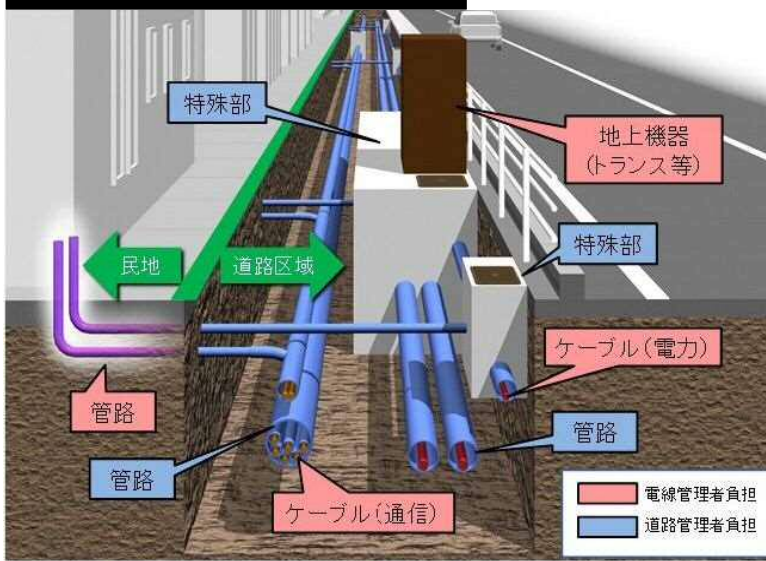
◆無電柱化の手法



国は、地域の実情に応じた手法の実施、都は電線共同溝方式を基本として無電柱化を実施しています。

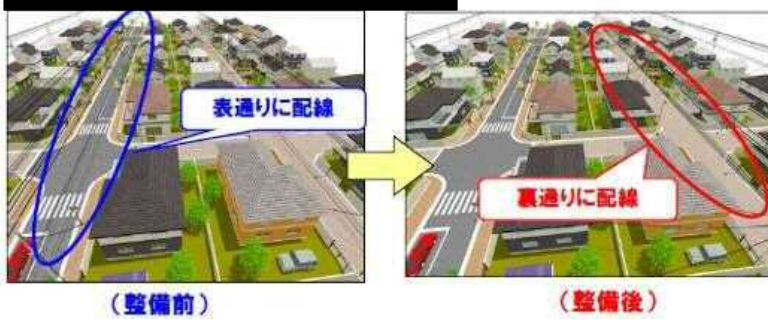
区は、無電柱化の目的である防災機能の強化の観点から、地震や台風に強い地中化が望ましいこと、電線共同溝方式は法により手続きが明確化されていること、国や都の補助制度が存在することから電線共同溝方式を基本として無電柱化を推進します。

電線共同溝方式のイメージ



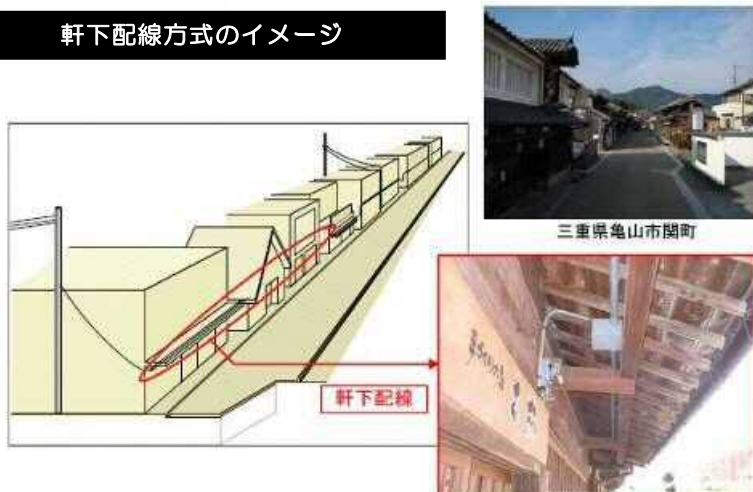
道路の地下に電線（電力、通信等）を収容する管路等を道路管理者（区）が埋設し、その中に電線を収容する方式

裏配線方式のイメージ



裏通りから表通りの沿道家屋に電線の引込みを行い、表通りを無電柱化する方式

軒下配線方式のイメージ



引き込む電線を沿道家屋の軒下または軒先に配置して無電柱化する方式

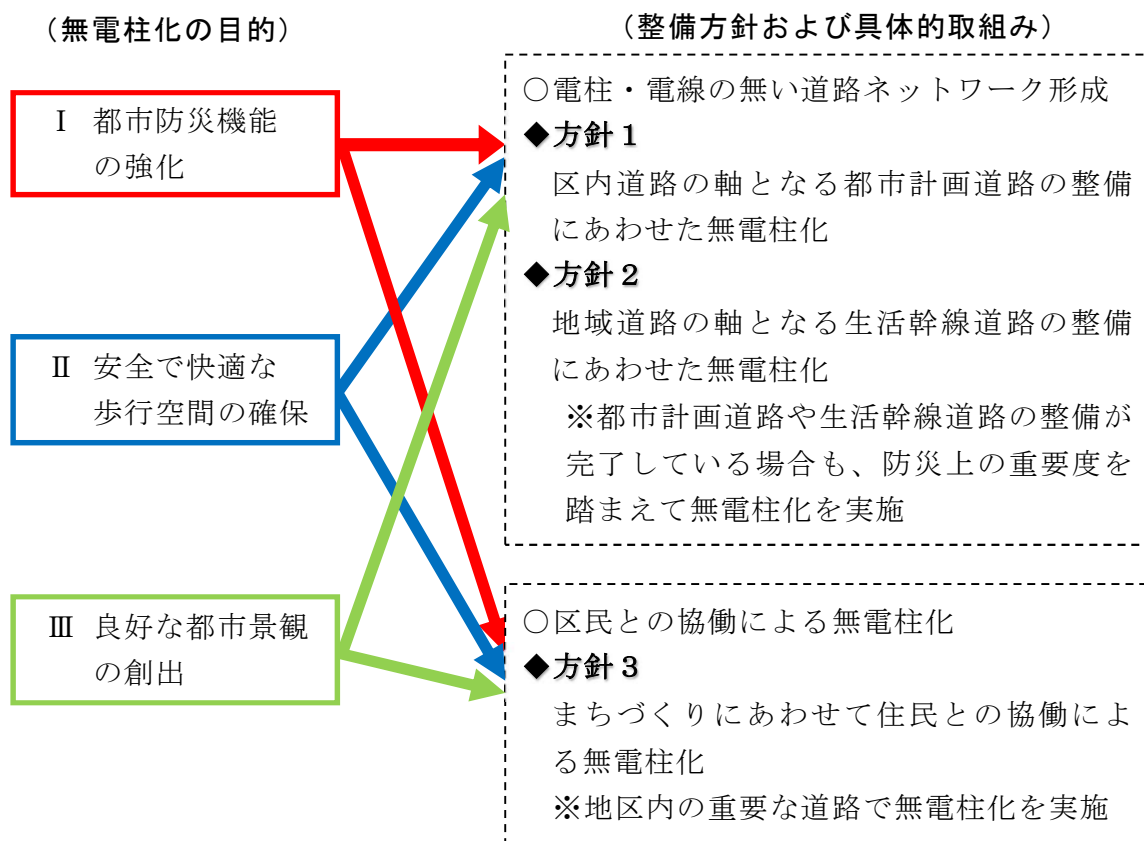
(出典：国土交通省ホームページ)

http://www.mlit.go.jp/road/road/traffic/chicyuka/chi_14.html

(2) 整備目標

①無電柱化を検討する道路

「練馬区無電柱化基本方針」では、無電柱化の目的、整備方針および具体的取組について、以下のとおり定めています。



▲練馬区無電柱化基本方針における目的と整備方針の関連状況

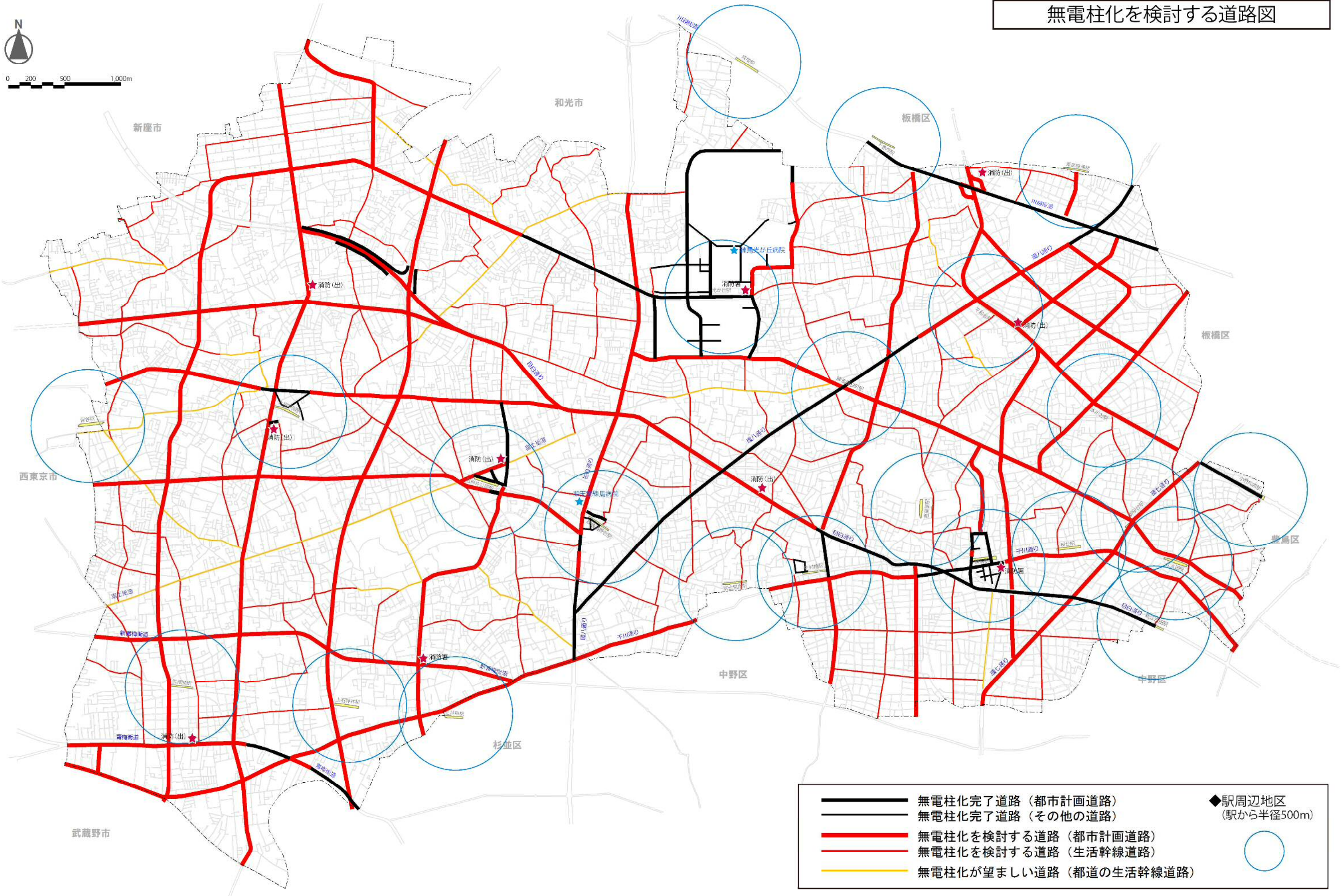
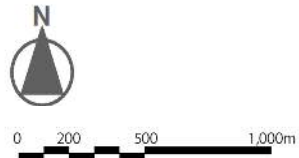
練馬区無電柱化基本方針を踏まえて、練馬区無電柱化推進計画において「無電柱化を検討する道路（区道）」を以下のとおり整理します。

- ア. 都市計画道路および生活幹線道路の事業化路線
- イ. 都市防災機能に寄与する整備済みの都市計画道路および生活幹線道路
- ウ. まちづくりに取り組んでいる駅周辺地区内の主要道路

ただし、まちづくりに取り組んでいる駅周辺地区内の主要道路のうち今後、拡幅が予定されている道路は、将来の道路拡幅の際に電線共同溝等の無電柱化施設の移設が想定されることから、本計画の整備対象からは原則除外します。

しかし、拡幅が予定されている道路についても防災機能の強化やまちづくりの観点から特に無電柱化を行う必要のある道路で無電柱化施設を移設しない方式が採用できる道路については対象とします。

無電柱化を検討する道路図

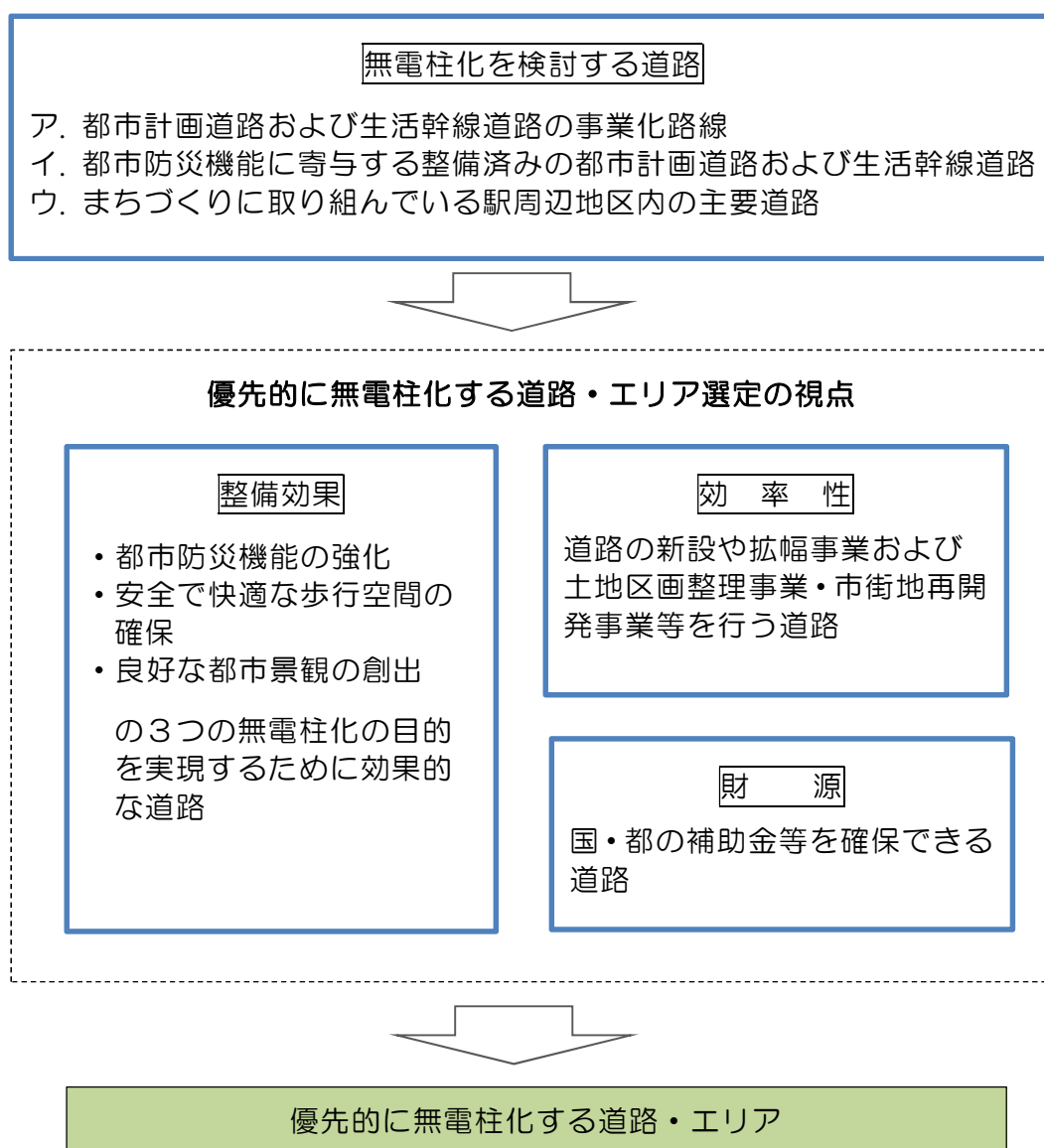


- 無電柱化完了道路 (都市計画道路)
- 無電柱化完了道路 (その他の道路)
- 無電柱化を検討する道路 (都市計画道路)
- 無電柱化を検討する道路 (生活幹線道路)
- 無電柱化が望ましい道路 (都道の生活幹線道路)
- ◆ 駅周辺地区 (駅から半径500m)
-

②優先して無電柱化する道路・エリア選定の考え方

「無電柱化を検討する道路（区道）」のうち、練馬区無電柱化基本方針に定めた無電柱化の目的である「都市防災機能の強化」、「安全で快適な歩行空間の確保」、「良好な都市景観の創出」の実現に効果的な道路、効率的に整備を行うことが出来る道路および財源の確保ができる道路を優先的に無電柱化します。

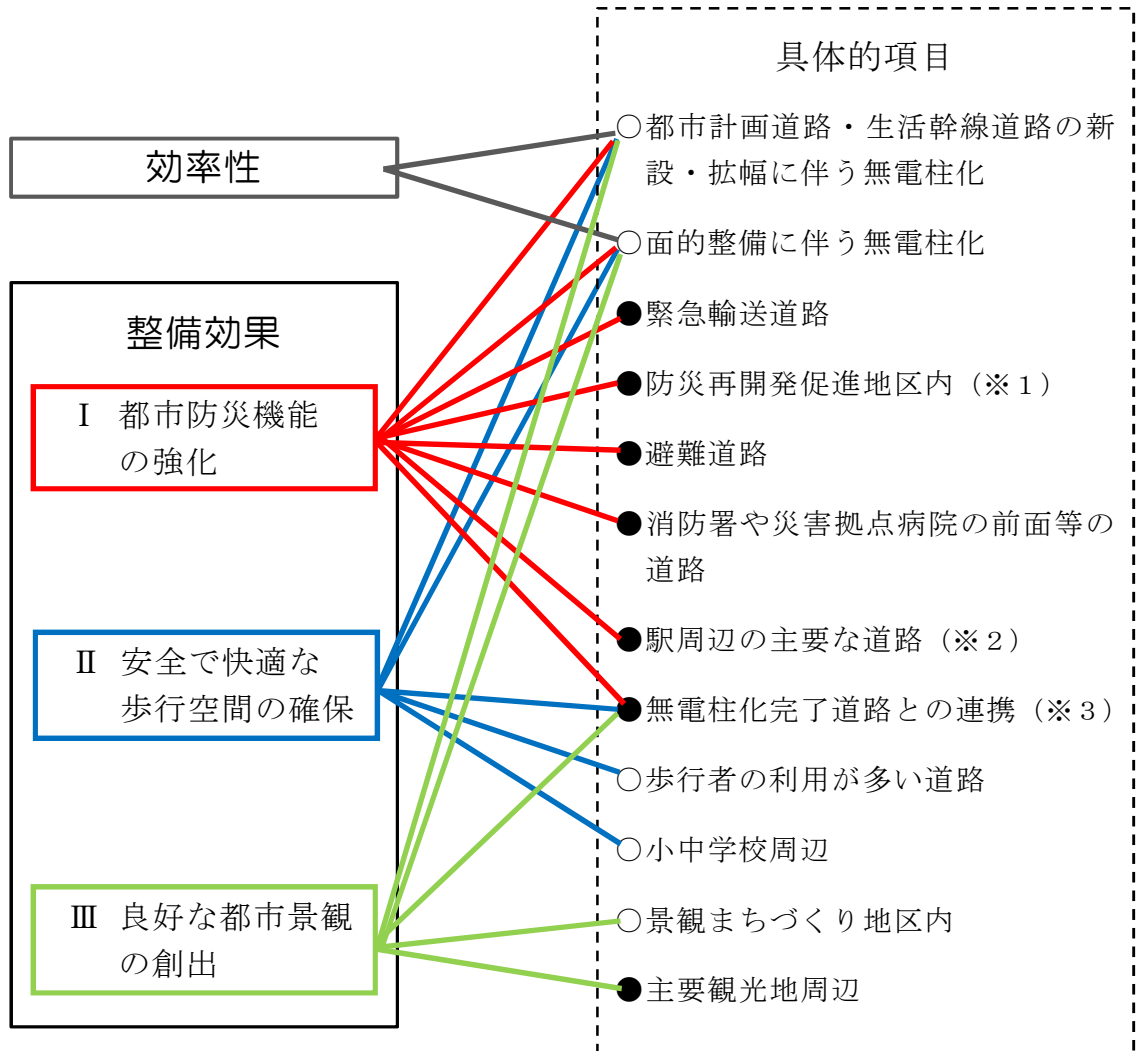
選定にあたっては、安心できる社会を実現するために都市防災機能の強化を特に重要な視点と位置づけます。



▲優先的に無電柱化する道路・エリアの選定の考え方

③選定の視点に関する具体的項目

優先的に無電柱化する道路・エリア選定に関する視点に関する具体的な項目について以下のとおり整理します。



財源

電線共同溝方式による無電柱化は、国補助（交付金）対象として財源を確保することが可能です。上記選定要素のうち●印はさらに都費補助が追加されます。

※1 都費補助対象となるのは防災再開発促進地区内の木造住宅密集地域に限定

※2 都費補助対象となるのは都内主要50駅に限定（区に関する主要駅は、練馬駅、石神井公園駅、大泉学園駅、保谷駅、東武練馬駅、小竹向原駅、光が丘駅（東京都無電柱化方針より））

※3 都費補助対象となるのは都道に接続する道路に限定

▲「優先的に無電柱化する道路・エリア選定」に関する視点と具体的項目

④ 具体的項目の内容

ア 効率性

i) 都市計画道路・生活幹線道路の新設・拡幅に伴う無電柱化

都市計画道路・生活幹線道路の新設または拡幅事業を行う際は、同時に無電柱化を推進します。



▲補助 132号線（石神井町二丁目）

ii) 面的整備に伴う無電柱化

土地区画整理事業・市街地再開発事業等といった面的整備で区道を整備する際には、無電柱化を推進します。



▲大泉学園駅北口地区（無電柱化済み）



▲石神井公園駅北口地区（無電柱化済み）

イ 都市防災機能の強化

i) 都市計画道路・生活幹線道路の新設・拡幅に伴う無電柱化（再掲）

ii) 面的整備に伴う無電柱化（再掲）

iii) 緊急輸送道路

災害時の避難や救急活動、物資輸送を担い、防災拠点等を結ぶネットワークである第一～三次緊急輸送道路の無電柱化を目指し、優先的に無電柱化を推進します。



▲補助301号線（光が丘地区）

iv) 防災再開発促進地区内

防災再開発促進地区内は、道路や公園等の都市基盤が不十分なことに加え、老朽化した木造建築物が多いことなどから、地域危険度が高く、「首都直下地震による東京の被害想定」において、地震火災など大きな被害が予想されているため、避難経路の確保等の観点から優先的に無電柱化を推進します。



▲貫井・富士見台地区（主要区道2号線）

v) 避難道路

避難道路は、東京都地域防災計画において、震災時に指定避難場所まで遠距離避難を余儀なくされる地域などに住んでいる人が、指定避難場所へ安全に避難するため指定されている道路であることから、優先的に無電柱化を推進します。

vi) 消防署や災害拠点病院の前面等の道路

震災時に最優先で機能確保する必要がある消防署や災害拠点病院の前面道路について無電柱化完了道路までの区間を優先的に無電柱化を推進します。



▲練馬消防署平和台出張所前（補助237号線）

vii) 駅周辺の主要な道路

多くの区民が利用する駅周辺の区道においては、良好な都市景観の創出がより一層求められるとともに、災害時の電柱の倒壊による道路閉塞により、避難や救急活動等の支障となることが懸念されるため、駅への導線となる主要な区道について優先的に無電柱化を推進します。



▲石神井公園駅周辺

viii) 無電柱化完了道路と連携する道路

既に無電柱化が完了または予定している路線と連携した整備を行うことにより、無電柱化ネットワークが形成され、効果が一層高まることが期待できる路線について優先的に無電柱化を推進します。

ウ 安全で快適な歩行空間の確保

- i) 都市計画道路・生活幹線道路の新設・拡幅に伴う無電柱化（再掲）
- ii) 面的整備に伴う無電柱化（再掲）
- iii) 駅周辺の主要な道路（再掲）
- iv) 無電柱化完了道路と連携する道路（再掲）

v) 歩行者の利用が多い道路

安全で快適な歩行空間の確保を図るために歩行者の利用の多い道路について、優先的に無電柱化を推進します。



▲大泉学園駅入口（補助135号線）

vi) 小中学校周辺の道路

学童等の安全確保および避難拠点である小、中学校周辺の道路について、優先的に無電柱化を推進します。



▲南町小学校前（区画街路1号線）

エ 良好な都市景観の創出

- i) 都市計画道路・生活幹線道路の新設・拡幅に伴う無電柱化（再掲）
- ii) 面的整備に伴う無電柱化（再掲）

iii) 景観まちづくり地区内の道路

練馬区景観計画にもとづき地区固有の景観づくりを進める「景観まちづくり地区」について、都市計画道路および生活幹線道路について優先的に無電柱化を実施します。また、駅周辺では、それ以外の主要な道路も含めて無電柱化を推進します。

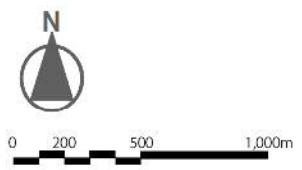


▲練馬駅南口地区（無電柱化済み）

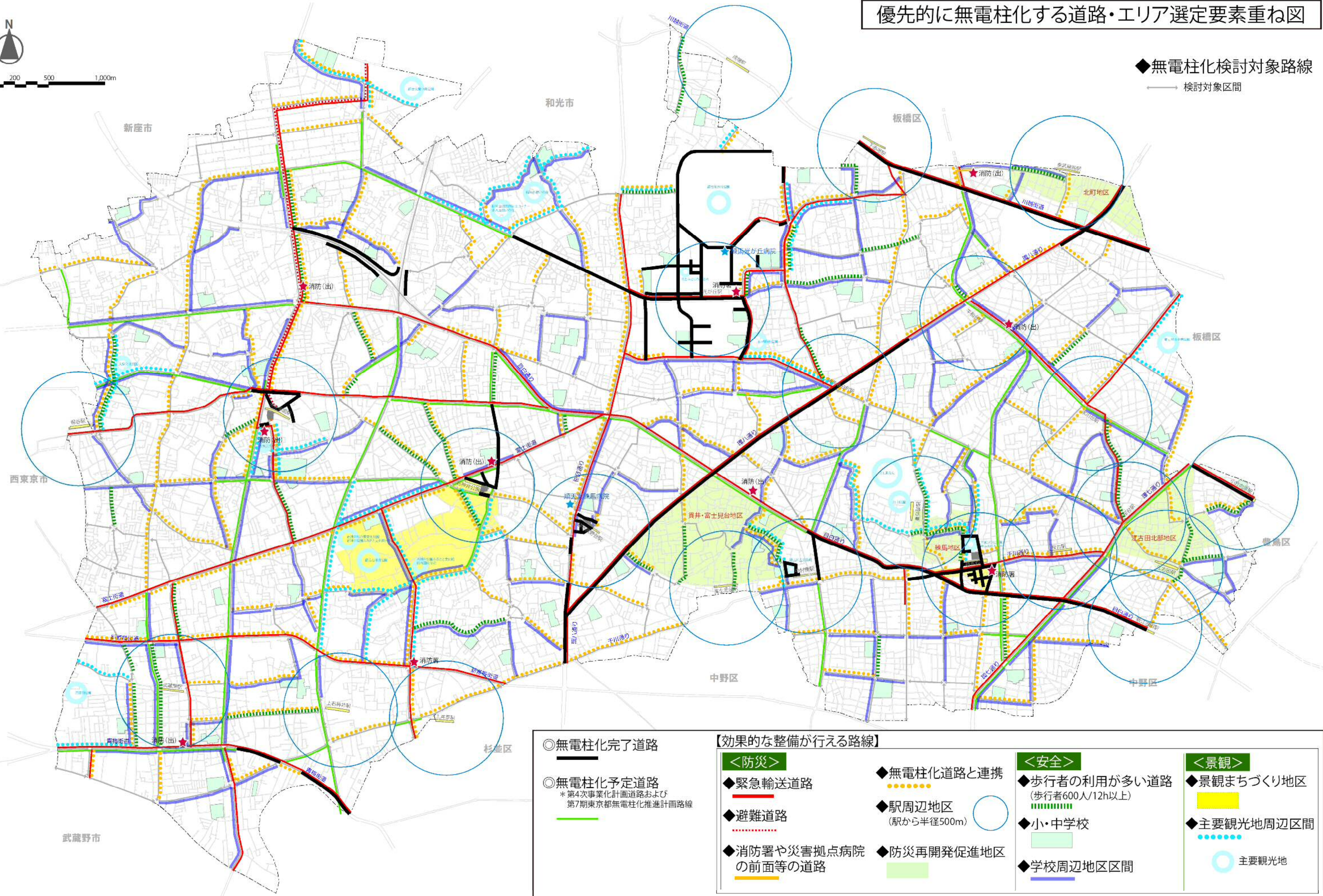
iv) 主要観光地周辺の道路

駅周辺の主要観光地については、その周辺および駅に向かう主要な道路について優先的に無電柱化を推進します。

優先的に無電柱化する道路・エリア選定要素重ね図



◆無電柱化検討対象路線
 — 検討対象区間



<p>◎無電柱化完了道路</p>	<p>【効果的な整備が行える路線】</p>			
<p>◎無電柱化予定道路 <small>* 第4次事業化計画道路および 第7期東京都無電柱化推進計画路線</small></p>	<p><防災></p> <ul style="list-style-type: none"> ◆緊急輸送道路 ◆避難道路 ◆消防署や災害拠点病院の前面等の道路 	<p>◆無電柱化道路と連携</p> <ul style="list-style-type: none"> ◆駅周辺地区 (駅から半径500m) ◆防災再開発促進地区 	<p><安全></p> <ul style="list-style-type: none"> ◆歩行者の利用が多い道路 (歩行者600人/12h以上) ◆小・中学校 ◆学校周辺地区区間 	<p><景観></p> <ul style="list-style-type: none"> ◆景観まちづくり地区 ◆主要観光地周辺区間 ○主要観光地

⑤ 8か年の整備計画

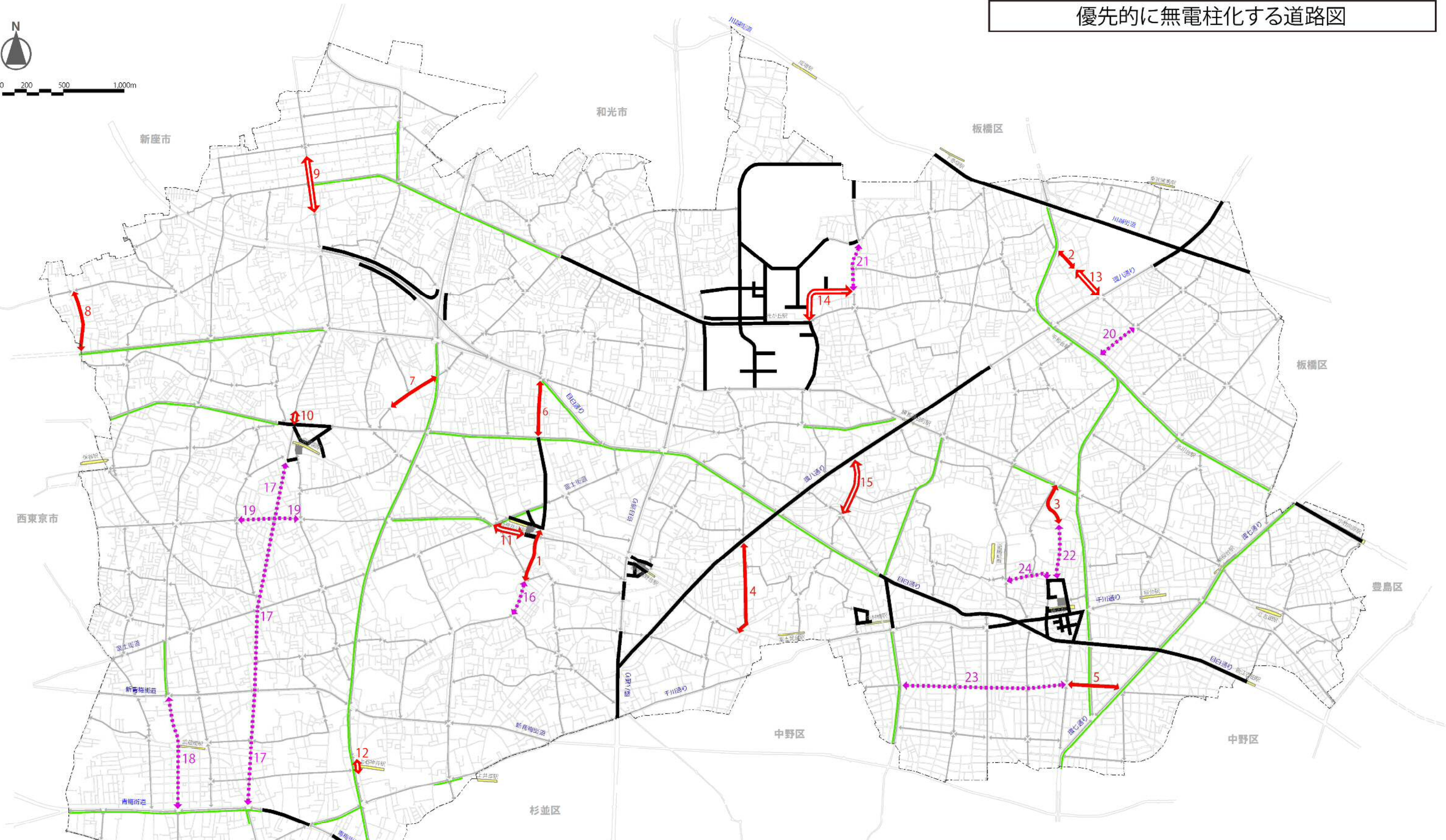
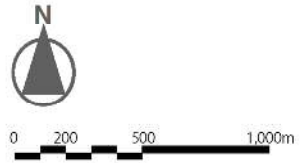
現在、無電柱化事業に取り組んでいる区道の延長は、3.52km、平成30年度から平成37年度までの8か年で、無電柱化に着手※する区道の整備計画延長は、9.76kmとする（平成30年度から平成32年度の場合は、2.44km）

※着手 新設・拡幅が伴う道路は事業認可年度（または事業区域決定）
現道内整備は電線共同溝路線指定年度

■優先的に無電柱化する道路一覧

	路線名等	区間	延長	選定理由	
事業中	1	補助132号線Ⅲ期	石神井町3-2～ 石神井町3-21	420m	効率性 (都市計画道路事業)
	2	補助235号線	北町5-6～ 北町7-14	180m	効率性 (都市計画道路事業)
	3	区画街路1号線	早宮3-24～ 練馬2-29	340m	効率性 (都市計画道路事業)
	4	主要区道2号線	貫井4-27～ 富士見台3-5	710m	効率性 (密集住宅市街地整備促進事業)
	5	主要区道6号線	豊玉中2-10～ 豊玉中3-12	420m	モデル事業 (無電柱化事業)
	6	主要区道32号線	三原台1-1～ 谷原5-31	450m	効率性 (生活幹線道路事業)
	7	主要区道56号線	東大泉2-10～ 東大泉2-25	500m	効率性 (生活幹線道路事業)
	8	主要区道67号線	西大泉5-33～ 西大泉5-35	500m	効率性 (生活幹線道路事業)
平成32年度までに着手	9	補助135号線	大泉学園町4-23～ 大泉学園町6-12	460m	効率性 (都市計画道路事業)
	10	補助135号線	東大泉4-26～ 東大泉4-27	70m	効率性 (都市計画道路事業)
	11	補助232号線 I-2期	石神井町3-24～ 石神井町3-30	260m	効率性 (都市計画道路事業)
	12	外環の2 上石神井駅前広場	上石神井1-5～ 上石神井4-2	300m (5,100 m ²)	効率性 (都市計画道路事業)
	13	補助235号線	北町6-1～ 北町5-2	300m	モデル事業 (無電柱化事業)
	14	補助301号線	光が丘2-1～ 光が丘2-9	570m	効果的 (防災・安全)
	15	主要区道3号線	高松1-29～ 向山4-35	480m	効率性 (生活幹線道路事業)
平成33年度以降に着手	16	補助132号線	石神井町5-20～ 石神井町5-5	300m	効率性 (都市計画道路事業)
	17	補助135号線	東大泉6-34～ 関町東1-18	2,770 m	効率性 (都市計画道路事業)
	18	補助230号線	関町北4-33～ 関町北2-2	910m	効率性 (都市計画道路事業)
	19	補助232号線	東大泉6-27～ 東大泉6-17	510m	効率性 (都市計画道路事業)
	20	補助237号線	平和台3-30～ 平和台3-26	400m	効果的 (防災・安全)
	21	補助301号線	光が丘2-1～ 光が丘2-2	370m	効果的 (防災・安全)
	22	区画街路1号線	練馬1-36～ 練馬2-29	430m	効果的 (防災・安全)
	23	主要区道6号線	中村3-18～ 豊玉中3-16	1,280 m	モデル事業 (無電柱化事業)
	24	一般区道12- 169号線	練馬3-22～ 練馬2-7	350m	効果的 (防災・安全)
合 計			13,280m (5,100 m ²)		

優先的に無電柱化する道路図



<p>◎無電柱化完了道路 —</p> <p>◎都の無電柱化予定道路 —</p> <p><small>*第4次事業化計画道路および 第7期東京都無電柱化推進計画路線</small></p>	<p>◎優先的に無電柱化する道路</p> <p>↔ 事業中路線</p> <p>↔ 平成32年度までに着手する路線</p> <p>↔ 平成33年度以降に着手する路線</p> <p>○着手:新設・拡幅が伴う道路は事業認可年度(または区の事業区域決定) 現道内整備は電線共同溝路線指定年度</p>	<p>*まちづくりに取り組む エリア内の道路については、 まちづくりの進捗に合わせて 選定をします。</p>
---	---	--

第5章 無電柱化推進に向けた施策等

(1) 無電柱化推進に向けた施策

区が無電柱化の推進に関して、総合的かつ計画的に講ずる施策は以下のとおりです。

ア 多様な整備手法の活用

① 低コスト手法などの検討

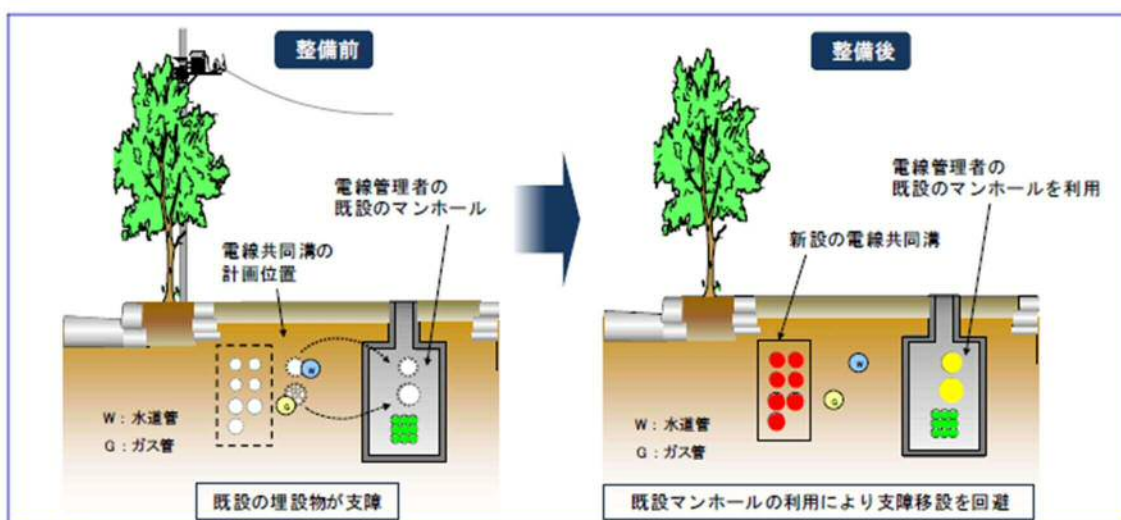
無電柱化の一般的な方式である電線共同溝方式は、多額の費用を要するため、無電柱化が進まない要因の一つとなっています。

こうした状況を踏まえて、国では、低コスト手法の技術的検討を進めています。区においても平成28年度に、都や電線管理者と浅層埋設などの低コスト手法について技術的な検討を行い、主要区道6号線の無電柱化モデル事業で採用する手法や技術の整理を行ったところです。今後も都および電線管理者と協力し、引き続き新たな低コスト手法や技術の検討および活用を進めます。

② 既存ストックの活用等

既存道路で電線共同溝を整備する場合は、地下埋設物が輻輳しているため、移設工事にかかる多額の費用と工期の増大が課題となっています。区の過去の事例によると、こうした移設費用は区が負担する電線共同溝整備費用の約2～4割を占めます。

このため、電線管理者が所有する管路やマンホール等の既存施設がある場合は、電線共同溝の一部として活用を検討する等により移設工事を回避することが必要です。



既存ストック活用事例

(出典：東京都資料)

イ 財源の確保

区道の無電柱化事業を一層推進するため、国・都の補助金を最大限に活用し、財源を確保して効率的な事業執行に努めます。

また、国や都に対して、整備する道路全体の費用などの必要な財源の確保や補助率の引き上げなどの補助制度の拡充を行うように要望します。

(2) 施策推進のために必要な事項

区が無電柱化の推進に関する施策を総合的、計画的かつ迅速に推進するために必要な事項は以下のとおりです。

ア 執行体制の強化

事業の実施にあたっては、整備計画書の作成、移設補償費の算定、建設負担金の徴収などの事務手続き及び電線管理者や地域住民の調整に、多大な労力と知識を要します。

今後は、事務分担の見直しを図り執行体制の効率化を図るとともに、都が無電柱化事業の一部を委託している(公財)東京都道路整備保全公社の活用や(公財)練馬区環境まちづくり公社の活用についても検討を進めます。

イ 区民の理解

無電柱化の重要性に関する区民の理解と関心を深めるために、無電柱化に関する広報活動および啓発活動の充実を図ります。



無電柱化の日 パネル展示

ウ 事務手続きの簡素化

電線共同溝の整備等に関する特別措置法に定められた手続きについて、国へ簡素化を要望するなど、事務処理の迅速化を図ります。

エ 地上機器を設置する歩道の沿道敷地に対するメリットの付与

地上機器の設置は沿道敷地の土地利用に一定の制約を生じさせ、特に狭い歩道の区道ではその影響が多いため、沿道敷地の固定資産税を減免するといったメリットの付与を東京都に要望します。

(3) 今後検討が必要な事項

区が実施する無電柱化の推進に関する施策や事項に関連して、検討すべき事項は以下のとおりです。

ア 開発事業区域内の無電柱化

一定規模以上の開発事業および既に無電柱化された路線に面した敷地で行う開発事業については、新たに電柱を設置しないように開発事業区域内の無電柱化を検討します。

イ 占用制度の積極的な活用

①電柱新設の禁止路線の指定

緊急輸送道路および単独地中化等により既に無電柱化されている道路については、道路法第37条第1項の規定による新たな電柱設置の禁止を検討します。

②道路占用位置の明確化

狭い幅員の歩道等や歩道のない狭い区道等の無電柱化施設を想定した道路占用位置の明確化を図り、無電柱化事業の円滑化を図るとともに将来的に電線を地中化する空間を確保することを検討します。

ウ 設計・施工一括発注方式の導入

地下埋設物の状況等により設計で想定していた現地条件と現場が大きく異なることがあり得る電線共同溝工事において、より効率的で円滑な進捗を図るために詳細設計と施工を一括で発注する方式の導入を検討します。

エ 地上機器の美装化の導入

景観を阻害する地上機器について、無電柱化事業実施の際に美装化等により街並みとの調和を図ることを検討します。



地上機器設置場所

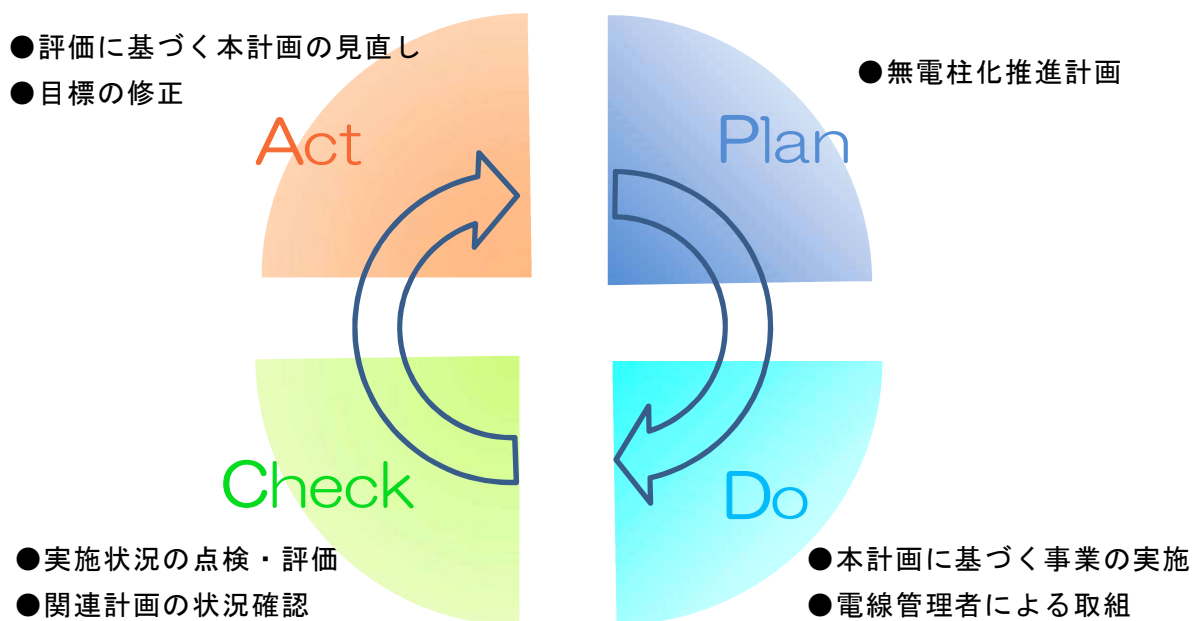
(出典：国土交通省ホームページ(写真))

http://www.mlit.go.jp/road/road/traffic/chicyuka/chi_17.html

第6章 計画の推進

(1) 計画の進行管理

区道の無電柱化を着実に進めるため、事業の進捗状況を適切に管理するとともに、実施状況および上位計画や関連する計画の状況を踏まえて、計画期間の中間において見直しの必要性を検討します。

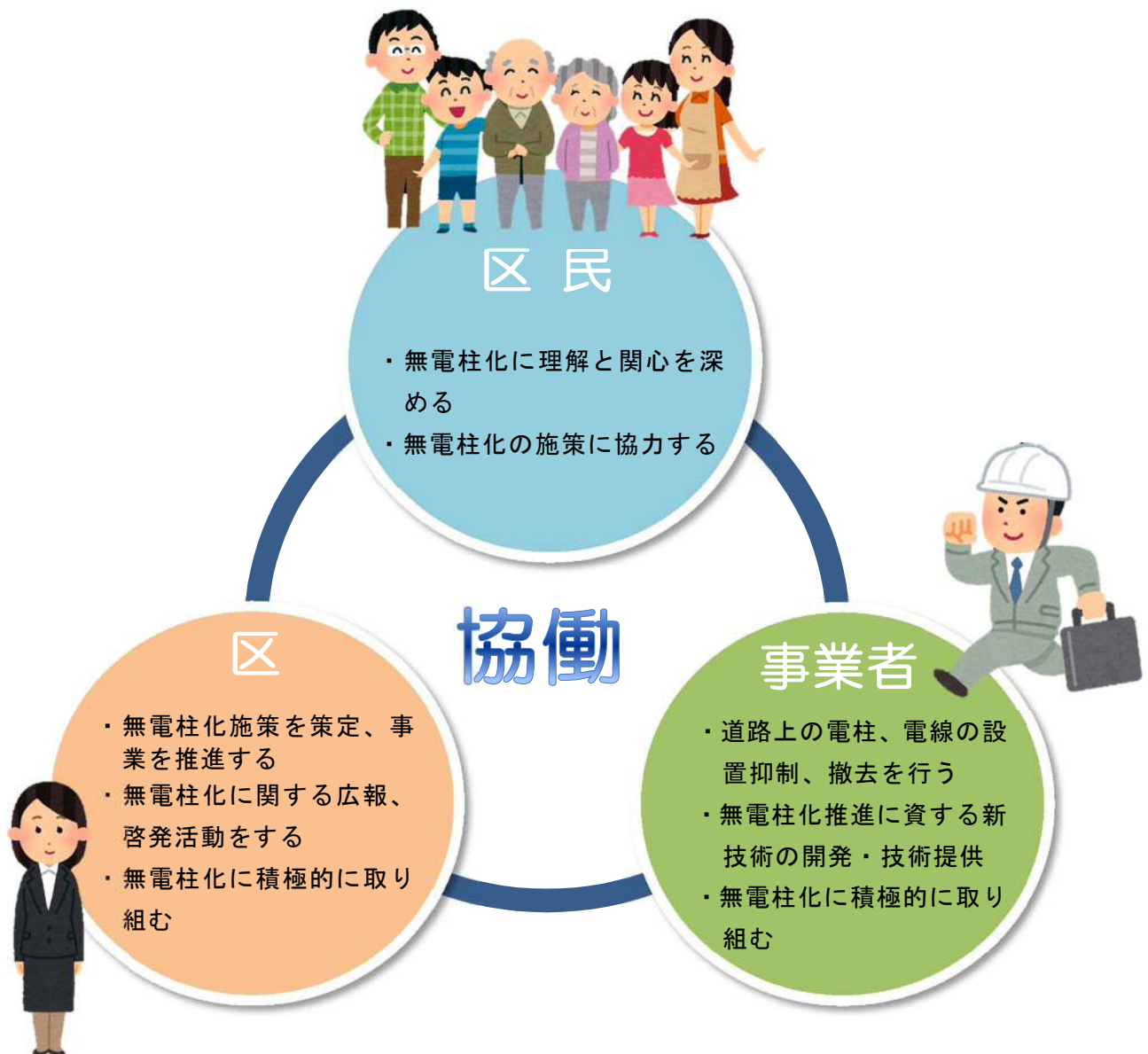


(2) 計画の推進主体と協働

計画の推進主体は、区民、事業者および区の三者とします。

無電柱化事業は、工事が長期間に及ぶことや地上機器の設置位置の調整が必要になるなど、区民の理解や協力が欠かせません。また、電線管理者等の事業者と密に連携・協力して事業を進めることも必要不可欠です。三者が適切に役割分担するとともに、協働することで計画を推進していきます。

また、歩道幅員が2.5m未満、または歩道がない道路といった地上機器設置が困難な路線では、整備を行う路線やエリアごとに地域・沿道住民等をメンバーとする無電柱化推進住民協議会を設置します。協議会では、整備内容や工事の進め方等についても意見交換を行い、地域の実情に合わせて整備を進めます。(区が、まちづくりを実施している地区では、既に設置されているまちづくり協議会等がこうした役割を担います。)



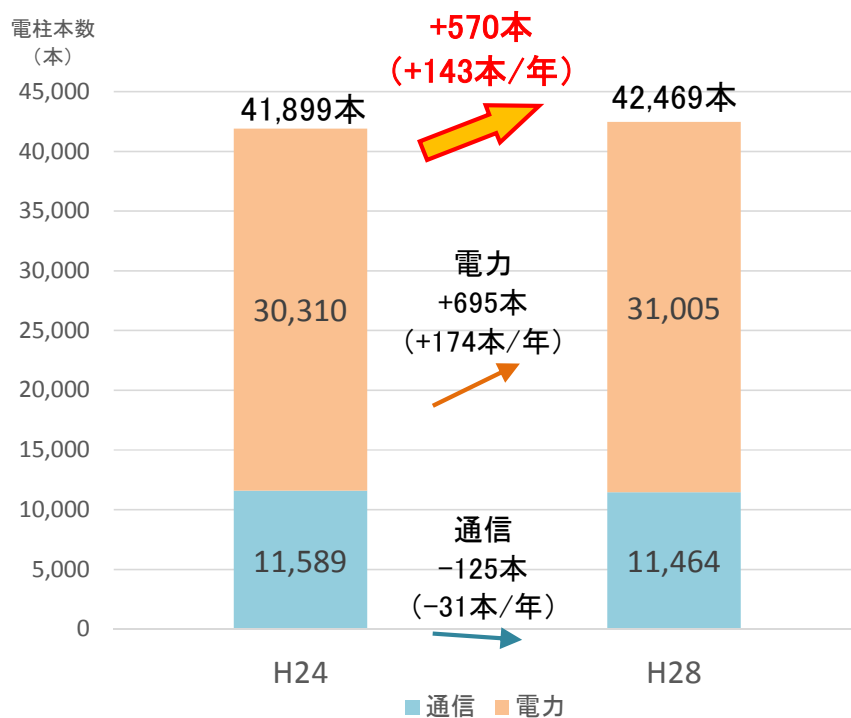
練馬区無電柱化推進計画

参考資料

1. 練馬区内の電柱の状況
2. 震災の際の被災状況
3. 海外の無電柱化率との比較
4. 無電柱化の財政負担
5. 電線共同溝事業の流れ
6. 無電柱化の推進に関する法律（概要）
7. 用語解説

1. 練馬区内の電柱の状況

◆区道における電柱本数の推移



出典：練馬区資料

2. 震災の際の被災状況

◆地震等による電柱の倒壊状況

災害	年月	名称	電柱の倒壊状況	
地震	1995年1月	阪神淡路大震災 (兵庫県南部地震)	電力：約4,500基※1 通信：約3,600基※2 (供給支障に至ったもののみ) →倒壊した電柱や電線が道路の通行を阻害、生活物資の輸送に影響を与えたほか、緊急車両の通行にも支障。 ※1 「地震に強いデンキ設備のために」 (資源エネルギー庁編) ※2 NTT調べ	
台風	2003年9月	台風14号	宮古島市全体 電柱800本 →倒壊した電柱により、通行不能箇所が多数発生。 ※沖縄電力調べ	 <small>出典：NPO 法人電線のない街づくり支援ネットワーク</small>
津波	2011年3月	東日本大震災 (東北地方太平洋沖地震)	電力：約28,000基※1 通信：約28,600基※2 (供給支障に至ったもののみ) →断線した電線が発災直後の道路の啓開作業を阻害。 ※1 経済産業省HP ※2 NTT調べ	
竜巻	2013年9月	—	埼玉県：越谷市46本※1 千葉県：野田市5本※2 ※1 越谷市HP ※2 内閣府HP	

出典：国土交通省ホームページ
http://www.mlit.go.jp/road/road/traffic/chicyuka/chi_13_05.html

◆阪神・淡路大震災時のライフラインへの被害状況

		供給支障被災状況 (被害率)		比率 (A/B)	設備被害状況 (電柱の倒壊等)
		地中線 (A)	架空線 (B)		
阪神・淡路大震災	通信※1	0.03%	2.4%	1/80	約3,600本※3
	電力※2	4.7%	10.3%	1/2	約4,500本※4

(出典) ○電力 [阪神・淡路大震災]：地震に強いデンキ設備のために (資源エネルギー庁編)
 ○通信：NTT 調べ

※1：NTT 神戸支店・神戸西支店管内 (概ね神戸市内) でサービスの供給に支障が生じた設備延長の割合 (地中線はマンホール間距離、架空線は電柱間距離)

※2：震度7の地域でサービスの供給に支障が生じた区間・設備数の割合 (地中線はマンホール間、架空線は電柱)

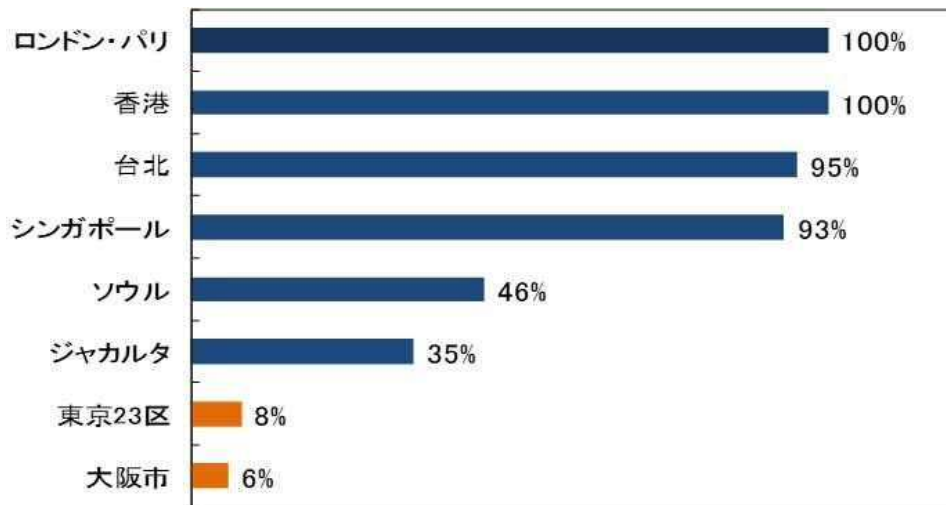
※3：供給支障に至らなかった場合を含む

※4：供給支障に至ったもの (上記以外に電柱の傾斜・沈下が約6,000本あり、一部は供給支障につながっているとみられるが、詳細な内訳は不明であるため含めていない)

出典：国土交通省ホームページ
http://www.mlit.go.jp/road/road/traffic/chicyuka/chi_13_06.html

3. 海外の無電柱化率との比較

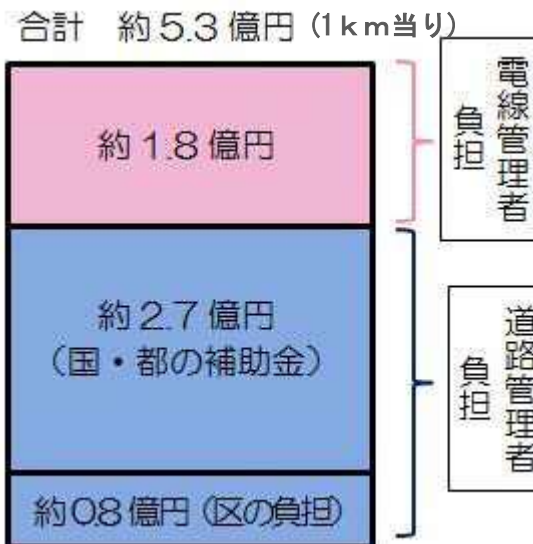
◆ 欧米やアジアの主要都市と日本の無電柱化の現状



出典：国土交通省ホームページ
http://www.mlit.go.jp/road/road/traffic/chicyuka/chi_13_01.html

4. 無電柱化の財政負担

◆ 無電柱化の事業費負担



出典：国土交通省データ

当該計画で選定した優先的に無電柱化する道路（延長 13,280m）の整備について、上記概算費用により算出した場合、区の負担費用は約 10.6 億円となります（低コスト化が進行中のため参考数値）。

5. 電線共同溝事業の流れ

◆電線共同溝事業の流れ

無電柱化推進計画
(優先的に無電柱化する路線)



○電線共同溝の設計

電線共同溝の構造、線形の選定、測量、既設埋設物調査、公安委員会協議等を行い、それを踏まえて詳細な構造検討、概算工事費算出、地先交渉、試験掘、支障移設調整等を行います。

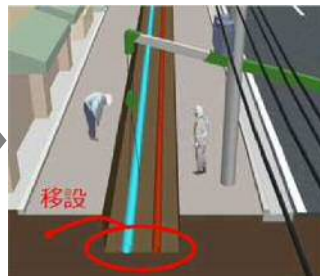
歩道幅員 2.5m 未満・歩道なしの場合

○無電柱化推進住民協議会の設置

区・事業者・地域沿道住民によりメンバーを構成します。(※まちづくりに取組むエリア内については、既に設置されているまちづくり協議会が担います。)

○支障移設工事

電線共同溝に支障となる、既設埋設物の移設等を行います。



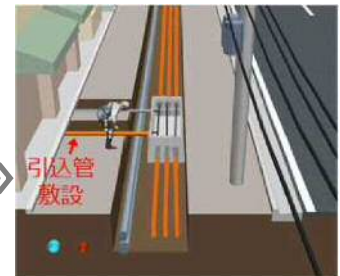
○電線共同溝本体工事

電線類を地下に収容する管路、ボックス等の設置を行います。



○引込・連系管工事・入溝

宅地に接続する引込管、支道部の電柱等に連系する管路等の設置を行い、電線共同溝に電線類を収容します。



○抜柱

電柱、電線類の撤去を行います。



○本復旧工事

電線共同溝工事で影響した歩道、車道の舗装を行います。

事業完了



(出典) 挿絵：東京都資料

6. 無電柱化の推進に関する法律（概要）

目的

(1条)

災害の防止、安全・円滑な交通の確保、良好な景観の形成等を図るため、無電柱化(*)の推進に関し、基本理念、国の責務等、推進計画の策定等を定めることにより、施設を総合的・計画的・迅速に推進し、公共の福祉の確保、国民生活の向上、国民経済の健全な発展に貢献

(*) 電線を地下に埋設するとその他の方法により、電柱または電線（電柱によって支持されるものに限る。以下同じ。）の道路上における設置を抑制し、及び道路上の電柱又は電線を撤去することをいう

基本理念

(2条)

- 1.国民の理解と関心を深めつつ無電柱化を推進
- 2.国・地方公共団体・関係事業者の適切な役割分担
- 3.地域住民が誇りと愛着を持つことのできる地域社会の形成に貢献

国の責務等

(3~6条)

- 1.国：無電柱化に関する施策を策定・実施
- 2.地方公共団体：地域の状況に応じた施策を策定・実施
- 3.事業者：道路上の電柱・電線の設置抑制・撤去、技術開発
- 4.国民：無電柱化への理解と関心を深め、施策に協力

無電柱化推進計画（国土交通大臣）

(7条)

基本的な方針・期間・目標等を定めた無電柱化推進計画を策定・公表（総務大臣・経済産業大臣等関係行政機関と協議、電気事業者・電気通信事業者の意見を聴取）

都道府県・市町村無電柱化推進計画

(8条)

都道府県・市町村の無電柱化推進計画の策定・公表（努力義務）
（電気事業者・電気通信事業者の意見を聴取）

無電柱化の推進に関する施策

(9~15条)

- 1.広報活動・啓発活動
- 2.無電柱化の日（11月10日）
- 3.国・地方公共団体による必要な道路占用の禁止・制限等の実施
- 4.道路事業や面開発事業等の実施の際、関係事業者は、これらの事業の状況を踏まえつつ、道路上の電柱・電線の新設の抑制、既存の電柱・電線の撤去を実施
- 5.無電柱化の推進のための調査研究、技術開発等の推進、成果の普及
- 6.無電柱化工事の施策等のため国・地方公共団体・関係事業者等は相互に連携・協力
- 7.政府は必要な法制上、財政上又は税制上の措置その他の措置を実施

* 公布・施行：平成28年12月16日（附則1項）

* 無電柱化の費用の負担の在り方等について規定（附則2項）

7. 用語解説

行	用語	説明
あ 行	移設補償費	電線共同溝整備工事により必要を生じた占用物件の移設費用について、道路管理者が占用企業者に支払う補償費のこと。
	インフラ	道路・通信・公共施設など「産業や生活の基盤となる施設」のこと。
か 行	既存ストックの活用	既に道路下に埋設されている電力設備、通信設備（管路・マンホール・ハンドボール）を電線共同溝の一部として活用すること。
	緊急輸送道路	阪神淡路大震災での教訓を踏まえ、地震直後から発生する緊急輸送を円滑に行うため、高速自動車国道、一般国道及びこれらを連絡する幹線道路と知事が指定する防災拠点と相互に連絡する道路のこと。
	景観まちづくり地区	「練馬区景観計画」に設けた地区で、地域の特性に応じ、区がより重点的に景観形成に取り組むために指定した地区のこと。
	建設負担金	電線共同溝の建設に要する費用のうち、電線共同溝の建設によって支出を免れることとなる推定の投資額等を勘案して算出した額のこと。
さ 行	災害拠点病院	災害時において主に重症者の収容・治療を行うために指定された病院のこと。
	市街地再開発事業	都市再開発法に基づき、市街地の土地の合理的で健全な利用と都市機能の更新を図るため、公共施設の整備、建築物および建築敷地の整備などを行う事業のこと。
	事業区域決定	生活幹線道路の整備を行うにあたり、区が新設・拡幅事業を行う区域を決定すること。
	事業認可	都市計画事業として都市計画道路等の整備を行うにあたり、都市計画法第59条の規定により区が東京都よりうける認可のこと（区施行の場合）。
さ 行	生活幹線道路	練馬区で定めた、都市計画道路を補完し地区の交通の主要な幹線となる道路のこと。

行	用語	説明
さ 行	浅層埋設	管路を従来よりも浅い位置に埋設する方式のこと。埋設位置が浅くなることで、掘削土量の削減や、特殊部のコンパクト化、既存埋設物（上下水道管やガス管等）の上部空間への埋設が可能になることによる支障移設の減少等の特徴がある。
た 行	地上機器	高い電圧の電気を低い電圧に変更する変圧器や電気の流れを切り替える開閉器で、無電柱化した場合、地上に設置する機器のこと。
	低コスト手法	地下に直接電線類を埋設する方式やコンパクトな小型ボックスの活用等、従来よりも低い費用で無電柱化する手法のこと。
	電線管理者	東京電力やNTTなどの電力線や通信線を所有し管理している企業等のこと。
	電線共同溝路線指定	電線共同溝の整備等に関する特別措置法に基づき、電線共同溝を整備すべき道路として指定すること。
	道路占用	道路上の電柱や道路地下の上下水道やガスを設置する場合など、道路に一定の施設を設置し、継続して道路を使用すること。
	都市計画道路	都市計画法に基づく、安全かつ快適な交通を確保するとともに、災害時には延焼遮断機能や避難路としての役割を果たすなど、多面的な機能を有する都市の骨格となる道路のこと。
	土地区画整理事業	土地区画整理法の規定に基づき、道路、公園等の公共施設を整備し、土地の区画を整え宅地の利用の増進を図る事業のこと。
は 行	避難道路	東京都が指定する避難場所へ通じる道路であって、避難圏域内の住民を当該避難場所に迅速かつ安全に避難させるための道路のこと。
	防災再開発促進地区	老朽建築物が多く、道路整備が遅れている密集市街地を防災街区として、一体的かつ総合的に市街地の再開発を促進する地区。
ま 行	無電柱化	道路上から電柱をなくすこと。

練馬区無電柱化推進計画

平成 30 年（2018 年）3 月

発行 練馬区土木部計画課

〒176-8501 東京都練馬区豊玉北六丁目 12 番 1 号

電話 03（5984）1467

Fax 03（5984）1237

e-mail D-KEIKAKU10@city.nerima.tokyo.jp